

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 1 月 31 日受付分)

名称

特定非営利活動法人
フロンティア

縦覧期間

令和 7 年 1 月 31 日(金)から
令和 7 年 2 月 14 日(金)まで

特定非営利活動法人フロンティア定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フロンティアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県赤穂市加里屋1096番地28に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者（児）が、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者（児）と支援者が共に学びあい支えあう地域社会づくり事業
- (3) 法に基づく障害者（児）通所支援事業
- (4) 障害者（児）の自立支援のための古物営業
- (5) 上記事業に関する情報提供事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 協賛会員 この法人の事業に協賛するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人又は2人

2 理事のうちから次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人又は2人

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同

- じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

- 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又はメールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した、特定非営利活動法人若しくは社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 井上育俊
副理事長 佐藤文和
理事 木村佳史
同 増田智則
同 菊原博明
同 中村喜則
同 隅谷友義
監事 井河原敏夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人	入会金	10,000円
	年会費	12,000円
団体	入会金	10,000円
	年会費	36,000円

(2) 賛助会員

個人	入会金	0円
	年会費	12,000円
団体	入会金	5,000円
	年会費	24,000円

(3) 協賛会員

個人	入会金	0円
	年会費	1,000円
団体	入会金	0円
	年会費	12,000円

特定非営利活動法人フロンティア 令和6年度事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日

1. 基本方針 地域と共生し貢献できる団体

令和6年度は、3年に1度の報酬改定の年度であり、令和5年度末の2月6日、厚生労働省から「令和6年度障害者福祉サービス等報酬改定」が公表された。一目し激震が走った。いや、「激震」以上の言葉では表現出来ない「衝撃」で、背筋が凍り付いた。「減り張りのある予算」とのことだが、当法人は、正にその「減り」のど真ん中に該当し、法人の存続をも揺るがせる大改正である。その点を踏まえた事業計画作成となる。当然厳しい内容ではあるが、法人の理念である、地域と共生し貢献できる団体として矜持を持ち活動を継続していく。

2. 令和6年度事業計画

◇就労継続支援A型継続断念 就労継続支援B型に移行することに

上記にも記したが、令和6年度の報酬改定は、当フロンティアだけ無く、就労継続支援A型施設を運営する法人にとって、正に「寝耳に水」で、全国に存在する約4000施設の大半で「激震」が走ったものと想像する。この度の報酬改定の中で最大の改正点である「スコア方式の見直し」は、生産活動収支、平均労働時間に重点を置いた得点配分となった。その中の、生産活動の評価が、生産活動収支が賃金総額を連続で下回った場合、20点減点と言う、就Aフロンティアにとって最大の弱点である部分に「メス」を入れられた。就Aフロンティアは、前年度及び前々年度における生産活動収支は賃金総額を大幅に下回っており、この部門の評価点数がマイナス20点となる。これまで、ゼロ点であった項目がマイナス20点。しかも、「多様な働き方」、「支援力向上」と言った項目に法人としても注力し、得点を稼いでいた項目の評価点が、「0点～15点」と配分点が大きく減らされている。「第三者評価」受診、就業規則の整備、利用者のパート職員への昇格等々法人として手を尽くし、105点～115点を死守していたのだが……。新たなスコア方式を試算すると70点となる。655単位であった訓練費が、419単位にしかならない。何と36%もの大幅なマイナスである。法人収入の大半を占める就Aの訓練費収入が、一気に36%もの大幅な減収となることは、就労継続支援A型からの退場を宣告されたに等しい。法人運営の根幹だけではなく、雇用契約を結んでいる33名の利用者さんの生活にも直結する大問題だけに慎重に事を進めなければならない。

◇報酬改定以降の法人の対応

2月12日(月) スタッフ会議 報酬改定について要点説明、今後の方針について意見を求める

A型継続は困難との総意 社員総会開催(2月20日)案内を発送

2月19日(月) スタッフ会議 ①A型、B型併設案 ②B型への転換案 ③M&A 3案を提案
②B型での存続案がスタッフの総意となる

2月20日(火) 社員総会開催 A型5月31日付廃止 B型6月1日付認可へ 議事録

2月20日(火) 顧問税理士に社員総会決議事項を報告

2月22日(木) 所管の龍野健康福祉事務所監査指導室にA型廃止、B型移行を報告

2月26日(月) 赤穂市、相談支援事業所、ハローワーク特別支援学校等に報告

3月1日(金) 利用者に5月31日付でA型廃止、6月1日からB型に移行する旨報告
説明会(3/20, 3/23)開催案内を手渡す(一部郵送)

3月20日(水) 保護者対象説明会 6名参加

3月23日(土) 保護者対象説明会 6名参加

3月27日(水) ハローワークから失業保険説明

3月29日(金) 就業・生活支援センターから就ボツ説明

・2月20日の社員総会において、B型への移行を決定する

【参考】就労継続支援A型フロンティア訓練費収入、事業費収入、利用者給料額の推移

期	年 度	訓練費①	事業費収入	利用者給料②	割合 ②/①
10	令和1年度	65,326,763	5,646,606	31,904,454	0.49
11	令和2年度	68,192,065	6,083,812	33,180,391	0.49
12	令和3年度	72,853,211	6,485,989	34,502,333	0.47
13	令和4年度	79,421,260	6,665,424	35,026,856	0.44
14	令和5年度	70,004,037	7,082,847	35,297,401	0.50

◇就労継続支援B型申請スケジュール & 事業計画

【B型開設までの流れ】

- ・3月 龍野健康福祉事務所監査指導課とA型廃止、B型申請について打ち合わせ
6月1日B型開所:4月15日までに申請書類一式を監査指導課に提出する事となる
- ・4月初旬 龍野健康福祉事務所監査指導課にB型申請書およびA型廃止届提出
- ・6月1日 就労継続支援B型フロンティアとして活動開始

【事業計画】

B型移行で、利用者が大幅に減り、また、訓練費単価が大幅減(590単位)になる。B型の訓練費単価は、利用者の平均工賃額によるもので、事業費収入アップ=工賃額アップにつながるので、事業費収入アップに更に注力しなければならない。ただ、当面は、A型の訓練メニューを引き継ぐが、収益の極端に悪い解体作業は、この際撤退することとする。今後、新たな事業に取り組めるか否かは、利用者的人数によるところも大きいだけに、新たな利用者の獲得にも尽力する必要がある。

・訓練メニュー

- ①ラスクの製造販売 新商品の投入を検討
- ②のぼり旗梱包作業 下請け契約継続予定
- ③電気部品組立作業 同上
- ④施設外就労 引き続き契約
- ⑤その他軽作業 現在の封入作業、印刷以外にブランド品をリサイクルし販売する事業を検討

・就労継続支援B型フロンティア事業費収入、目標工賃計画

期	年 度	利用者数	訓練費収入	事業費収入	目標工賃	訓練費単価
15	令和6年度	13名	35,000,000	6,000,000	15,000	590(B型)
16	令和7年度	18名	40,000,000	8,000,000	25,000	738

※令和6年度訓練費収入:4月、5月はA型、6月からB型

◇放課後等デイサービス事業 笑顔あふれる施設を目指して!

・放課後等デイサービス事業計画

放課後等デイサービス運営し、つくづく感じる事は、事故、怪我なく一日が終了し、児童たちが笑顔で帰る姿を見ると時の安堵感が何よりも増して大きなものがある。これは、未来永劫続けていかねばならない。職員に「ヒヤリハット」の意識をさらに徹底しなければならないと痛感する。オンライン動画の研修を導入し数年になるが、今年度も新たな業者による研修を取り入れ、レベルアップを図る。また、虐待防止、BCPと就労継続支援事業所と共同で進める。

児童たちが少しでも、健全な成長の背中の後押しは、放課後等デイサービスの最大の課題だと思う。その為の個別支援計画作成は、児童の特性をよく理解した経験を積んだ指導員が作成しても、なかなか満点の支援計画とはなっていないのが偽らざる事実だと思う。これは、きっと・もっと・みらいだけの問題では決してないのだが、研鑽に励まねばならない。今年度、児童の明るい未来のためにとの思いから、また、指導員のスキルアップにもつながるとの思いで、AIによる個別支援計画作成システムを導入する。決してAIに任せることではなく、指導員の経験と肌感覚を取り込むようにする。

また、児童の意見を真摯に聞くということは忘れてははらない。児童との交流をより一層深め、安全で安心して居られる、笑顔にあふれた事業所を目指していく。

期	年 度	利用者数	サービス費収入	伸び率(%)
15	令和6年度	16名	2,000,000	
16	令和7年度	18名	2,200,000	10

◇コンプライアンスの徹底 地域と共生し信頼される法人に!

この度の法改正で、障がい者虐待防止・権利擁護、BCP、情報公開、業務効率化等々が厳格化された。研修、訓練等を伴うもので、計画的に進めていかねばならない。コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、その徹底を図る事が、利用者さんとの信頼関係を構築でき、しいては、地域と共生し貢献できる団体になると言う法人の理念に通じるものだと考える。

一朧の雲を追い求めて登って行く。その雲の先にはきっと「晴れ」がある。「雲外蒼天」と言う言葉を肝に銘じ、「万里一空」の精神で取り組むことで、そこには、きっと明るく、そしてもっと輝く、フロンティアの未来が待ち受けている。

3. 特定非営利活動に係る事項

令和6年度計画

(単位:千円)

事業名	事業の内容	対象人員	実施場所	事業費予定額
法に基づく障害福祉サービス事業	就労を目指す障がい者を対象に、職業訓練を実施	20人	赤穂市加里屋1096-28 赤穂市新田368-2	35,000
障がい者(児)と支援者が共に学び合い支え合う地域づくり事業	当作業所で制作したラスクをイベントで販売及び地域の活動に参画	20人	赤穂市内 及び その近郊市町	6,000
法に基づく障がい児通所支援事業	小学生から高校生迄の障がい児の放課後等に、成長の支援	10人	赤穂市加里屋1096-28	20,600
上記に関する情報提供事業	広報誌発行事業		赤穂市内	計61,600

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1,700,000	1,700,000	
4. 事業収益			
訓練給付費収入	55,000,000		
就労支援事業収益	6,000,000		
放課後等デイサービス利用料	600,000	61,600,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
受取配当金	1,000		
雑収益	50,000	51,100	
経常収益計			63,351,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,800,000		
給料手当	33,000,000		
利用者賃金	8,500,000		
法定福利費	5,000,000		
福利厚生費	3,000,000		
人件費計	54,300,000		
(2) その他経費			
荷造運賃	100,000		
通信費	900,000		
旅費交通費	2,000,000		
広告宣伝費	900,000		
販売促進費	30,000		
消耗品費	1,000,000		
修繕費	300,000		
水道光熱費	700,000		
新聞図書費	30,000		
支払手数料	2,000,000		
車両費	500,000		
地代家賃	2,300,000		
リース料	2,600,000		
交際費	80,000		
研修費	350,000		
諸会費	100,000		
保険料	500,000		
減価償却費	3,000,000		
雑費	30,000		
支払利息	50,000		
就労支援事業販売原価	1,300,000		
その他経費計	18,770,000		
事業費計		73,070,000	
2. 管理費			
(1) その他経費			
諸会費	10,000		
支払手数料	50,000		
支払報酬料	900,000		
衛生費	15,000		
租税公課	5,000		
その他経費計	980,000		
管理費計		980,000	
経常費用計			74,050,000
当期経常増減額			△ 10,698,900
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 10,698,900
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			△ 10,698,900
前期繰越正味財産額			31,585,977
次期繰越正味財産額			20,887,077

特定非営利活動法人フロンティア 令和7年度事業計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日

1. 基本方針 地域と共生し貢献できる団体

昨年度途中から、就労継続支援A型から就労継続支援B型（以後、就B）に移行し、令和7年度は就労継続支援B型と放課後等デイサービス（以後、放ディ）の2事業による初めての事業計画となる。就Bにおいては、一気に利用者さんの人数が減る事は当然の事ではあるが、なかなか新規の利用者さんが集まらなかったのは何にも増して想定外である。新たな事業として、「ブランド品をリペアし販売する」事業を取り始めたが、まだ、緒についたばかりで、今後の見通しは立たない。

放ディは、漸く、安定した通所者数が確保できた。まだまだ検討課題はあるが、何にも増して、安全で安心して居られる、児童に取って最良の居場所となる努力は続けていかねばならない。

就労施設での14年の経験を更に障がい者福祉、地域社会に役立てたいとの思いが強くなる。昨年の法改正により新たな事業が明記された「就労選択支援」の申請を検討してみたい。まだ、具体的な内容、申請方法等について周知されておらず、10月1日の施行をしっかりとウォッチしていきたい。

児童から成人までの2施設を車の両輪に、地域と共生し、地域に貢献できる法人でありたいと言う、法人の基本理念をしっかりと継承していかねばならない。

2. 令和7年度事業計画

◇就労継続支援B型事業計画

訓練メニュー、利用者配置、事業収入見込み

訓練メニュー	訓練内容	利用者人数	事業費収入見込み
ラスク製造販売	パケットのスライス、塗り、焼き、袋詰め、出荷準備、在庫管理、イベントや店頭での販売	5人	2,400,000
のぼり旗梱包	下請け仕事、のぼり旗、タペストリー等を置き、袋に入れて納品		1,800,000
電気部品組立	下請け作業、簡単な組立作業	7人	600,000
ブランド品リペア	主にLOUIS VUITTONの中古財布等のクリーニング、一部修理等の作業		800,000
施設外就労	リサイクル作業(空き缶分別、アース製薬回収品分別)	8人	2,400,000

就A当時と同じ訓練を就Bとして、継続して行う。新規の利用者さんには少々ハードルは高いかもしれないが、指導員が寄り添い、気長に指導する事で成果が上がるものと確信する。

誰もが、どの作業も出来るようになるのが理想だと思う。しかし、利用者の特性を踏まえ、配属を決める必要がある。モニタリングや日常の作業でしっかりと利用者の特性、作業性を見極めなければならない。利用者ファーストはフロンティアの基本である。

昨年度末にスタートした、ブランド品リペア作業も、順調に推移している。更に収益アップに繋げれるよう、クリーニング方法、サイトでのアップ方法等々研鑽に励まねばならない。

事業費収入が工賃に反映することを踏まえ、指導員と利用者が一体となり、生産量アップに努めなければならない。現在、平均工賃24,000円弱と、全国平均、兵庫県平均を僅かではあるが上回っている。然しながら、利用者さんからすると、全く物足りない工賃額であると言わざるを得ない。一気に大幅な工賃アップは難しいだろうが、今年度、まず30,000円を目標にしたい。そのためにも、利用者さんのみならず、指導員も生産量アップ、販路拡大の為に知恵を絞らねばならない。また、より単価の良い訓練メニューを見出さねばならない。これは、今年度だけの目標ではなく、就Bを運営する限りにおいては永遠の課題である。

◇放課後等デイサービス事業計画

安全・安心を何よりも優先、その先に笑顔が見えてくる

令和6年末、令和4年大阪府吹田市で発生した、放課後等デイサービスに通っていた男子児童が行方が分からなくなり、1週間後、近くの川で死亡している事故で、業務上過失致死などの罪に問われた裁判で、懲役1年10か月、執行猶予4年の有罪判決が言い渡されたと報道されました。この事故は、発生時から施設内で共有するだけでなく、施設の送迎において、見過ごしている事柄が無いかを検証。しかし、事故から2年以上が経過し、職員も利用児童も変わり、事故の内容についても認識が低下している。この事故を「他山の石」として事故防止に努めねばならない。「安全は全てに優先する」を徹底し、毎日、笑顔で居られる1年にする為の警告としたいと冒頭に記することにした。

昨年度導入した「AIによる個別支援計画作成システムco-mii」と指導員による個別支援計画も経験を積むことで更に良い支援計画が作成できるようになったと自負する。しかし、これに満足することなく、児童の明るい未来の為に、研鑽を積み、よりベターな支援計画作成に努めたい。また、作成した支援計画を具体的に実践して行くために、職員の資質の向上にも努めねばならない。

私たちの放課後等ディサービスきっともっとみらいをもっともっと沢山の人に知って頂かねばならない。これは今に始まった訳ではない永遠の課題である。その周知の為、学校への営業(?)やHPを有効に活用していく。児童たちの明るい未来の為に！

◇一陽来復の2025年 きっと明るく、もっともっと輝く未来のために

性質の異なる2つの施設運営ではありますが、BCP、虐待防止、権利擁護、コンプライアンス遵守、情報公開、地域との共生等々私たちが取り組まねばならない事項は次々と増えています。これらは、法人として必須の最重要課題として徹底をしなければなりません。

令和7年度に限らず、未来永劫取り組まねばならない事項である。職員も更に意欲を持って取り組まねばならない。地域と共生し貢献できる法人としての字核と責任を持って！

困難を一つの目標に向かって努力し、乗り越えた先には、きっと明るい、そしてもっともっと輝く未来があるとの思いで邁進してまいりました。一陽来復。令和7年度、そこには、きっと明るく、そしてもっともっと輝く、フロンティアの未来が待ち受けている。

3. 特定非営利活動に係る事項

(単位:千円)

事業名	事業の内容	対象人員	実施場所	事業費予定額
法に基づく障害福祉サービス事業	就労を目指す障がい者を対象に、職業訓練を実施	20人	赤穂市加里屋1096-28	40,000
障がい者(児)と支援者が共に学び合い支え合う地域づくり事業	当作業所で制作したラスクをイベントで販売及び地域の活動に参画	20人	赤穂市内 及び その近郊市町	7,200
法に基づく障がい児通所支援事業	小学生から高校生迄の障がい児の放課後等に、成長の支援	10人	赤穂市加里屋1096-28	22,600
障害者(児)の自立支援のための古物営業	中古ブランド財布を訓練として、クリーニング、リペアしネットで販売	20人	赤穂市加里屋1096-28	800
上記に関する情報提供事業	広報誌発行事業		赤穂市内	

計70,600

法人名：特定非営利活動法人フロンティア

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取助成金	380,000		380,000
4. 事業収益			
訓練給付費収入	62,000,000		
就労支援事業収益	8,000,000		
放課後等デイサービス利用料	600,000		
5. その他収益			
受取利息	100		
受取配当金	1,000		
雑収益	50,000		51,100
経常収益計			71,031,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,800,000		
給料手当	35,000,000		
利用者賃金	3,600,000		
法定福利費	5,500,000		
福利厚生費	2,500,000		
人件費計	51,400,000		
(2) その他経費			
荷造運賃	100,000		
通信費	800,000		
旅費交通費	2,000,000		
広告宣伝費	900,000		
販売促進費	50,000		
消耗品費	1,000,000		
修繕費	500,000		
水道光熱費	800,000		
新聞図書費	30,000		
支払手数料	1,800,000		
車両費	500,000		
地代家賃	2,200,000		
リース料	2,600,000		
交際費	80,000		
研修費	350,000		
諸会費	100,000		
保険料	450,000		
減価償却費	3,000,000		
雑費	30,000		
支払利息	50,000		
就労支援事業販売原価	1,300,000		
その他経費計	18,640,000		
事業費計			70,040,000
2. 管理費			
(1) その他経費			
諸会費	10,000		
支払手数料	50,000		
支払報酬料	900,000		
衛生費	15,000		
租税公課	5,000		
その他経費計	980,000		
管理費計			980,000
経常費用計			71,020,000
当期経常増減額			11,100
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			11,100
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			11,100
前期繰越正味財産額			20,877,077
次期繰越正味財産額			20,888,177